

令和4年第3回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年5月9日(月)午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、大沢 耕
- 4 欠席者 加賀谷 得子
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、田村 慎一、三浦 徹人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第25号 選挙人名簿に登録することについて(選挙時)
 - 議案第26号 選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)
 - 報告第5号 登録の移替えをした者について(選挙時)
 - 報告第6号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第7号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 報告第8号 選挙運動費用の支出制限額について
 - 議案第27号 投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - 議案第28号 投票立会人の選任について
 - 議案第29号 委員長専決事件の指定について
 - 議案第30号 三種町議会議員及び三種町長の選挙における得票数が同数であるときの当選人の決定に関する規程の制定について

午前9時00分開会

石井書記長 ただいまから、令和4年第3回三種町選挙管理委員会を開会致します。

開会にあたりまして委員長からご挨拶をいただき、引き続き進行方よろしくお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。いよいよ明日が、町長選挙・町議会議員一般選挙の告示日ということで、俄に忙しくなってきた感じがしますけれども、よろしくお願い致します。

相変わらず、新型コロナウイルス感染症がなかなか収まらない状況が続いています。GW明けということもありますので、皆さん健康に十分気を付けて、頑張ってもらいたいと思います。

本日は、町長選挙・町議会議員一般選挙関連の議案が予定されていますので、よろしく申し上げます。

早速ですけれども、会議録署名委員の指名ということで、本日は田村委員と大澤委員にお願い致します。

それでは、議案第25号「選挙人名簿に登録することについて（選挙時）」、事務局から説明をお願いします。

田村書記

はい。議案第25号は、令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙の選挙時登録において、選挙人名簿に新たに登録する者について、お諮りするものです。

1の新有権者ですが、5月15日までに満18歳に達する者となります。具体的には、生年月日が平成16年3月3日から5月16日までの方が対象となります。男16人、女6人、計22人となっております。

2の転入登録ですが、令和4年2月9日以前に町に転入し、引き続き居住している方が対象です。転入日が令和3年11月2日から令和4年2月9日までの方々で、男14人、女14人、計28人となっております。

よって、今回の登録者総数は、男30人、女20人、合計50人となります。

登録者の具体的な情報については、別紙名簿をご覧ください。説明は以上です。

嶋田委員長

前回の定時登録以降の登録者となります。名簿をご覧いただき、何かご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時資料確認)

嶋田委員長

何かご質問等ございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

特に無いようですので、この名簿のとおり決定致します。

次に議案第26号「選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）」、説明をお願いします。

田村書記

はい。議案第26号は、今回の選挙時登録における選挙人名簿から抹消する者についてお諮りするものです。

1の死亡抹消者は、令和4年3月1日から令和4年5月8日までの死亡届が対象で、男33人、女33人、計66人となっております。

2の転出抹消者は、令和4年1月8日以前に三種町から転出し4カ月経過した方で、転出日が令和3年11月1日から令和4年1月8日までの方々となります。人数は、男20人、女20人、

計40人。よって、抹消者総数は、男53人、女53人、合計106人となります。

抹消者の具体的な内容は、別紙の名簿のとおりです。説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿のご確認をお願いします。
(各委員、暫時資料確認)

嶋田委員長 何かご質問等ありませんか。
(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第26号は原案通り決定致します。
次に、報告第5号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第5号は、今回の選挙時登録における登録の移替えをした者を報告するものです。

3月定時登録からの町内転居、具体的には3月2日から4月14日までの町内転居により、投票区の移替えをした方が対象となっています。人数は、男7人、女9人、合計16人となります。投票所入場券の作成準備のため、4月15日から登録の移替えの延期をしておりますので、4月14日までの転居者が今回の移替えの対象となっています。

対象者については、別紙名簿をご確認ください。説明は以上です。

嶋田委員長 はい。ありがとうございました。それでは、名簿を確認の上、何かございましたらご質問等お願いします。

(各委員、暫時資料確認)

嶋田委員長 よろしいでしょうか
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 では報告第5号については以上とします。

続きまして、報告第6号、第7号について、関連性がありますので、一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第6号は、条例の改廃請求等に関連する、選挙権を有する者の総数の50分の1の数について報告するものです。

前の頁の選挙人名簿登録者数増減表にありますとおり、今回の名簿登録者数は、13,825人です。したがって、これを50で除した数は、小数点を切り上げて277となります。

報告第7号は、議会の解散請求等に関連する、選挙権を有する

者の総数の3分の1の数を報告するものです。

先ほどご説明したとおり選挙人名簿登録者数は13,825人ですので、これを3で除して、小数点を切り上げると4,609となります。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。ただいま説明があったとおり、50分の1、3分の1、それぞれこのような数となりますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは報告第6号、第7号は以上とします。

続きまして、報告第8号「選挙運動費用の支出制限額について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第8号ですが、今回の選挙における選挙運動費用の支出制限額について報告するものです。

町長選挙については、名簿登録者数13,825人に110円を乗じて得た額が人数割額で、これに固定額1,300,000円を加えた2,820,800円が支出制限額となります。

町議会議員一般選挙については、名簿登録者数13,825人を議員定数の15人で除した数に1,120円を乗じて得た額が人数割額で、これに固定額900,000円を加えた1,932,300円が支出制限額となります。

なお、100円未満の端数については、切上げとなります。説明は以上です。

嶋田委員長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「無し。」の声有り。)

嶋田委員長 無いようですので、報告第8号は以上とします。

続きまして議案第27号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」、事務局から説明をお願いします。

田村書記 議案第27号は、令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任することについて、お諮りするものです。

具体的には別紙のとおりで、投票管理者は一般の方から、職務代理者が職員から選んでおります。投票管理者については、一部変更がありますが、前回の衆議院総選挙とおおむね同じ人選となっています。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿等ご確認の上、ご質問等ありましたらお願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 特に無いようですので、原案通り決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第27号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」は原案通り決定致します。

続きまして、議案第28号「投票立会人の選任について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第28号は、令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人を選任する者について、お諮りするものです。

こちらについても、前回衆議院総選挙の人選を基に、一般の方を中心に選んでおりますが、農繁期ということもあり、初めての方も数名おります。

説明については以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿等ご確認の上、お気づきの点などありましたらお願いします。

何かご質問ありませんか。

(「ありません。」の声有り。)

特に無いようですので、議案第28号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第28号を原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第29号「委員長専決事件の指定について」。事務局より説明をお願い致します。

田村書記 はい。議案第29号は、委員長の専決事件の指定についてお諮りするものです。

専決事件として指定したい事項は、「令和4年5月15日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更」、となっております。

本委員会以降、諸事情により投票管理者等の選任を変更する状況となった場合に、選挙管理委員会を新たに開催し、決定する暇が無いことから、委員長の専決事項とさせていただきたいというものです。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。投票管理者等の変更を行う際に、選挙管理委員会を開催する暇が無いため、委員長専決事項として処理したいということです。これでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは本案は原案どおり決定と致します。

続いて、議案第30号「三種町議会議員及び三種町長の選挙における得票数が同数であるときの当選人の決定に関する規程の制定について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。当選人を定めるに当たり得票数が同数である場合は、選挙会において選挙長がくじで決める旨、公職選挙法第95条第2項により定められております。このくじの公正性を確保するため、くじの方法等をあらかじめ規程として定めることについてお諮りするのですが、この議案第30号でございます。

規程の主な制定内容ですが、くじを引く者、予備抽選の方法、本抽選の方法、この3点となっております。くじを引く者は、候補者本人又は代理人を基本とし、それらの者が引くことが困難な場合は選挙長が代わりに引くこととしています。

予備抽選と本抽選は、1番から10番まで表示された抽選棒で行います。予備抽選は、立候補届出順で行い、若い番号を引いた順に本抽選のくじを引きます。本抽選で若い番号を引いた者が、当選ということになります。

規程の詳しい内容は、別紙のとおりとなっております。説明は以上です。

嶋田委員長 くじの方法について、事前に告示しておくということですね。それで、公平性を確保すると。

田村書記 はい。そうです。運用としては、得票数が同数となること分かった段階で各陣営に連絡を取り、本人又は代理人に来てもらうということになると考えております。

